

売却区分番号	1 6 5 - 3		
見 積 価 額	¥ 2 7 0 , 0 0 0	公 売 保 証 金	要しない
財 産 の 表 示	1 所在 富山県富山市石屋 地番 225 番 地目 田 地積 849 m ² 以上登記簿による表示		
公 法 上 の 規 制	都市計画区域内、市街化調整区域 農業振興地域内、農用地 建ぺい率 60% 容積率 200%		
接 道 状 況	南側幅員約 3 m の市道石屋 8 号線に用水路を介して等高に接道しています。		
地 盤 ・ 地 勢	平坦な整形地です。		
使 用 状 況 等	耕作放棄地		
管 理 状 況 等	所有者が管理しています。		
特 記 事 項	1 公売財産は、農地につき「買受適格証明書」の提出を要します。 2 公売財産には、常西用水土地改良区から賦課金が賦課されています。詳細は常西用水土地改良区にお問い合わせください。		
住 居 表 示 等	富山県富山市石屋 72 番、73 番		
最 寄 駅 等	富山地方鉄道 不二越線・上滝線 布市駅 北東約 2 km に位置		
そ の 他 事 項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
注 意 事 項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の注意事項を十分ご理解の上、公売へ参加してください。 1 公売財産の面積等は、公簿表示によるものです。 2 権利移転費用は買受人の負担となります。 3 公売財産については、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 4 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任等を負いません。 5 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。 6 公売財産内の動産の処理については、所有者及び使用者と協議してください。 7 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や、動産の処理等はすべて買受人の責任において行うこととなります。 8 土壤汚染やアスベスト等に関する専門的な調査は行っておりません。 9 売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更される場合があります。 10 法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 11 間口及び奥行等の計測は、金沢国税局職員によるものです。		

売却区分番号

1 6 5 - 2

金沢国税局 公売財産

公売財産

※境界は判然としていません

金沢国税局 公売財産

公売財産

※境界は判然としていません

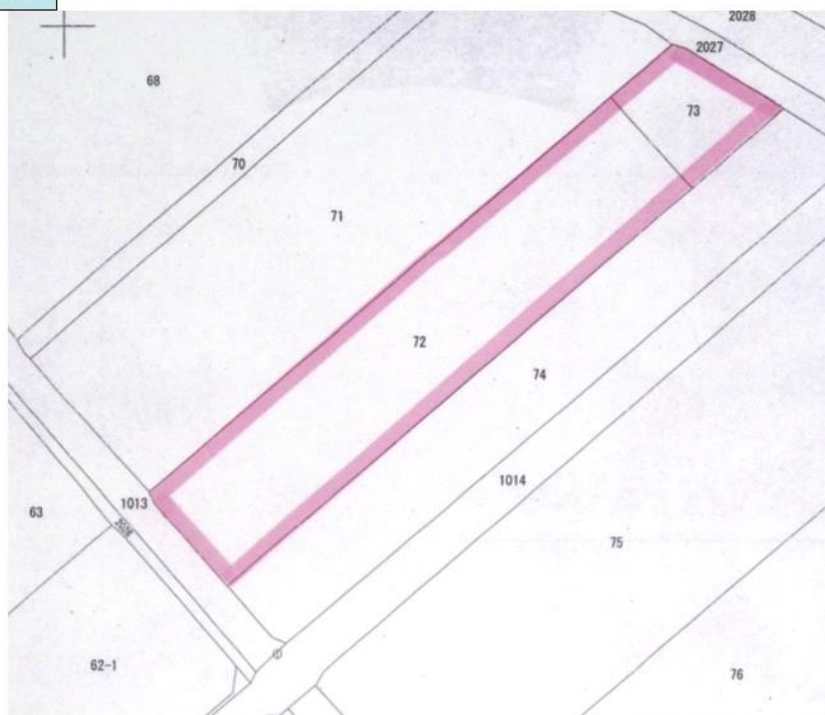
売却区分番号

1 6 5 - 2

金沢国税局 公売財産



見取図



金沢国税局 公売財産

売却区分番号

1 6 5 - 2

所在図



金沢国税局 公売財産

所在図



金沢国税局 公売財産